

建設工事における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算出方法について

（建設工事）低入札価格調査基準価格

低入札価格調査基準価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた金額の100分の75から100分の92の範囲で、次に定める算定割合を予定価格から消費税及び地方消費税を除いた金額に乗じて得た額です。

$$\{ \text{直接工事費（又は、直接作業費）の額の97\%} + \text{共通仮設費の額の90\%} + \text{現場管理費の額の90\%} + \text{一般管理費の額の68\%} - \text{発生売却品（スクラップ品等）評価額} \} \div \text{予定価格から消費税及び地方消費税を除いた金額} = \text{算定割合}$$
$$\text{予定価格から消費税及び地方消費税を除いた金額} \times \text{算定割合} = \text{低入札価格調査基準価格}$$

注1）算定割合は小数点第2位未満切り捨てです。

（小数点第2位未満切り捨てとは、例 0.854→0.85、0.899→0.89）

注2）発生売却品（スクラップ品等）評価額は、設計図書において、直接工事費等に含まれない場合に計上します。

（建設工事）最低制限価格

最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた金額の100分の80から100分の95の範囲で、次に定める算定割合を予定価格から消費税及び地方消費税を除いた金額に乗じて得た額です。

$$\{ \text{直接工事費（又は、直接作業費）の額の97\%} + \text{共通仮設費の額の90\%} + \text{現場管理費の額の90\%} + \text{一般管理費の額の68\%} - \text{発生売却品（スクラップ品等）評価額} \} \div \text{予定価格から消費税及び地方消費税を除いた金額} = \text{算定割合}$$
$$\text{予定価格から消費税及び地方消費税を除いた金額} \times \text{算定割合} = \text{最低制限価格}$$

注1）算定割合は小数点第2位未満切り捨てです。

（小数点第2位未満切り捨てとは、例 0.854→0.85、0.959→0.95）

注2）発生売却品（スクラップ品等）評価額は、設計図書において、直接工事費等に含まれない場合に計上します。

※ 内容の詳細については、本市ホームページの「低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の基準等について」をご覧ください。